

野村グループ 人権方針

野村グループは、「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」という社会的使命のもと、事業活動を通じ、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めています。持続可能な社会の実現において、人権の尊重は欠かせない重要な要素であると認識しています。本方針は、野村グループのサステナビリティに関連する活動の方向性および環境や社会的リスクに対して野村グループがどのように対応していくかを定めた「野村グループ サステナビリティ・ステートメント」における「7.人権等社会課題に対する認識」についての具体的な取り組みの指針として作成されたものです。

私たちは本方針に基づき、全ての事業活動において、事業活動を行う各地域で適用される法令等を遵守するとともに、人権に関しては「世界人権宣言」、これを条約化した主要文書である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」ならびに「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「子どもの権利とビジネス原則」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「ILO『労働における基本原則および権利に関する宣言』」および「国連『ビジネスと人権に関する指導原則』」のほか「野村グループ サステナビリティ・ステートメント」に記載する各種の国際的な協定等にて国際的に認められた人権の尊重に努めます。なお、国際的に認められた基準と各地域における法令等の間に差異がある場合には、より人権尊重に資する内容である限り、国際的に認められた基準を遵守することに努めます。

本方針は、野村グループのすべての役職員に適用されます。また、野村グループは、本方針における考えをお客様やビジネスパートナーと共有し、人権の尊重への取り組みを期待するとともに、お客様、ビジネスパートナーその他の関係者を通じた人権への負の影響が野村グループの事業活動、商品またはサービスに直接的に結びつく場合、野村グループは、これらのビジネスパートナーなどに対しても国際的な基準の尊重を期待し、責任ある対応に努めます。

1. 役職員に関して

野村グループは、雇用や就業、能力開発等におけるあらゆる差別の解消・撤廃に取り組んでおり、国籍、人種、年齢、性別、性自認、性的指向、信条、社会的身分、障がいの有無等を理由とする差別をはじめ、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント行為、強制労働や児童労働等の人権侵害を一切容認しないことを明確にし、役職員にその遵守を徹底するとともに、結社の自由および団体交渉権を尊重しています。また、職場内の人権侵害についての相談、通報を受け付ける窓口を設けるとともに、これらの行為を許さず、防止する体制を整備しています。加えて、役職員への階層別研修等により、役職員一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めることに努めています。

2. お客様に関して

野村グループは自らの事業活動が人権に対して潜在的な負の影響を及ぼしうることを認識し、お客様の人権尊重に努めます。また、投融資先等のお客様においても、人権を尊重し、人権への負の影響を防止する措置が講じられることを期待します。野村グループは、その事業活動において、事業の性質に応じた各種のスクリーニングおよびデュー・デリジェンス、顧客企業との適切なコミュニケーション等を通じて、金融サービスグループとして人権尊重に向けた、適切な影響力の確保に努めます。万が一、野村グループがその事業活動において提供する商品やサービスが、人権への負の影響と直接的に結びついている場合は、野村グループとして可能な範囲で適切に対応するとともに、お客様においても当該事態の是正・解決に向けた適切な対応がなされることを期待します。

3. サプライヤーに関して

野村グループでは、責任ある調達活動に努めるとともに、当社に物品・役務を提供するサプライヤーに対しても、人権の尊重を求めています。日本国内においては、サプライヤーと当社が共同で CSR 活動を実践していくための指針である「サプライヤーCSR ガイドライン」を定め、責任ある調達に努めています。また、サプライヤーにおいて、人権への負の影響が引き起こされている場合には、野村グループとして適切に対応することにより、人権尊重の推進に努めます。

4. 救済措置等

野村グループは、人権に関する相談や苦情を受け付ける適切な体制を整備するとともに、事業活動が人権への負の影響を引き起こした又は助長したことが明らかになった場合には、適切に対応し、その救済に取り組めます

5. ガバナンス

本方針は、取締役会の決議を経て、決定されるとともに、事業活動やビジネス環境の変化を踏まえて、グループ CEO を委員長とするサステナビリティ委員会での審議を踏まえ、取締役会において定期的に見直しの要否を検討し、必要に応じ取締役会決議により改定を行います。人権に関する取り組みについては、サステナビリティ委員会等において定期的な審議し、取締役会への報告を行います。また、人権に関する取り組みについて適切かつ積極的な情報開示に努めます。

6. ステークホルダー・エンゲージメント

本方針を一般にも公開し、広く社外のステークホルダーとコミュニケーションを行うことにより、人権に係る課題への取り組みの向上・改善に努めるとともに、人権尊重の推進に努めます。人権に関する各種の取り組みにおいては、「野村グループ サステナビリティ・ステートメント」に記載する各種の国際的な協定やイニシアティブを支持し、調和のとれた取り組みを推進します。

(2023年5月16日制定)